

国民健康保険税のしおり



健康で安全な暮らしは、私たちみんなの願いです。そのため、誰もが安心して医療機関や薬局を少ない負担で利用できるよう、「国民皆保険制度」により、すべての人が医療保険に加入する必要があります。したがって、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

国保は、加入者みなさんの状況に応じて公平にお金を出し合い、お互いに助け合う制度です。

今年度の改正内容

※詳しくは2ページをご覧ください。

- ◆後期高齢者支援金等分の課税限度額の見直し
- ◆所得の少ない世帯に対する税の軽減判定基準の見直し

Q1：国民健康保険税（国保税）は、どのような税金でしょうか？

【世帯主以外の方の分も合わせて、まとめて世帯主に課税します】

- ✓ 個人単位ではなく、世帯単位で課税します。したがって、世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していても、世帯に国保加入者（被保険者）がいれば、世帯主を国保税の納税義務者として納税通知書をお送りします。

【職場の健康保険のような扶養の仕組みや、住民税のような所得控除はありません】

- ✓ 住民税が非課税の方でも、子どもでも、均等割の計算対象です。また、国保税は基礎控除のみのため、住民税が様々な所得控除により非課税の方でも、所得割の対象となる場合があります。

【その月に納める額がその月の分とは限らず、一定額ではありません】

- ✓ 普通徴収の場合、通常は4月から3月までの1年分（12ヶ月分）を、7月から3月までの9回に分けて納めていただきます。そのため、たとえば7月に納める分が、7月に加入している分とは限りません。さらに、国民年金のように毎月一定額ではなく、加入者の前年収入などによって金額は異なります。また、手続きの時期によっては納付回数も変わる場合がありますが、年税額は変わりません。

【月の末日に加入しているかどうかで月割計算し、日割計算は行いません】

- ✓ ある月の加入日が月の末日だけでも、その月の分は計算に含みます。一方、ある月は初日から加入していても末日に加入していなければ、その月の分は計算から除きます。

Q2：今年度の税率は、いくらでしょうか？

3つの内訳に対し、それぞれ①～③により計算し積み上げてまとめた金額が、1年分の国保税額です。

()内は 前年度(令和4年度) の税率	内 訳			内 容
	医療保険分	後期高齢者 支援金等分	介護保険分 ※40～64歳のみ	
①所得割率	7.5% (変更なし)	2.7% (変更なし)	2.2% (変更なし)	加入者の前年(令和4年1月～12月)の所得から、それぞれ基礎控除43万円を除いた額に、税率をかけます。
②被保険者均等割額 【均等割】	25,200円 (変更なし)	8,400円 (変更なし)	10,800円 (変更なし)	世帯内の国保加入者の人数に応じ、計算します。
③世帯別平等割額 【平等割】	18,400円 (変更なし)	7,200円 (変更なし)	5,200円 (変更なし)	1世帯につき、積み上げる金額です。加入者が何名でも同じ額です。
課税限度額	650,000円 (変更なし)	220,000円 (200,000円)	170,000円 (変更なし)	1世帯の最高課税額は104万円です。 ※介護保険分なしの世帯は87万円

- ・給与所得と年金所得の両方がある方は、給与所得の金額から10万円を限度に控除します。(所得金額調整控除)
- ・退職所得、障害年金や遺族年金などの非課税年金、その他失業給付などの非課税の収入は、計算に含みません。
- ・譲渡所得は、特別控除後の額が課税対象となります。
- ・事業主の場合、営業所得や農業所得などは、専従者給与を控除した後の額が課税対象となります。
- ・複数の所得があっても、基礎控除は43万円です。また、雑損失の繰越控除はできません。

税額は前の年の所得によって変わるけど、
所得がなくても均等割と平等割は課税されるのね



Q3：税額を軽減する仕組みはありますか？手続きは必要でしょうか？

- ◆基準より所得が少ない世帯には、Q2で計算した【②均等割】と【③平等割】を一定割合減額します(手続不要)。減額するかどうかの判断(軽減判定)は、世帯の年度最初の加入日における被保険者数^{※1}と、世帯主と被保険者の合計所得で行います。

軽減割合	軽減判定基準所得額 (世帯主と被保険者の合計所得が、以下の表の基準所得以下である場合、軽減が受けられます)
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 ^{※2} - 1)
5割軽減	43万円 + (29万円 × 被保険者数 ^{※1}) + 10万円 × (給与・年金所得者の数 ^{※2} - 1)
2割軽減	43万円 + (53万5千円 × 被保険者数 ^{※1}) + 10万円 × (給与・年金所得者の数 ^{※2} - 1)

- ※1 軽減判定時の被保険者数には、「特定同一世帯所属者(後期高齢者医療制度に移行する直前の医療保険が国保で、かつその前後で世帯主が同じ方)」の人数を含みます。国保に加入していない世帯主は通常は被保険者数に含みませんが、特定同一世帯所属者が世帯主や世帯員の場合は被保険者として扱い、所得も含めて軽減判定します。
- ※2 給与・年金所得者の数…世帯主及び被保険者のうち、給与または公的年金の所得がある方の人数
 - ・軽減判定の場合は、基礎控除前の所得で判断し、雑損失の繰越控除が可能です。
 - ・事業主の場合は専従者給与を控除する前の額、また、譲渡所得は特別控除前の額が対象となります。
 - ・昭和33年1月1日以前に生まれの方(65歳以上の方)の年金所得は、15万円を差し引いた後の金額で計算します。
 - ・令和4年中の所得について申告義務のある被保険者および世帯主が申告をしていない場合、軽減判定を行えませんので、必ず申告してください。

- ◆子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子ども(未就学児)の【②均等割】を一定割合減額します(手続不要)。
 - *国保に加入する全世帯の未就学児(平成29年4月2日以降生まれ)が対象となります。
 - *一人当たりの年額33,600円(医療保険分25,200円 + 後期高齢者支援金等分8,400円)を半分に減額します。
 基準より所得が少ない世帯(7割・5割・2割軽減世帯)の場合は、軽減適用後の金額を半分に減額します。

未就学児一人当たり 均等割額(年額)	軽減世帯以外	2割軽減世帯	5割軽減世帯	7割軽減世帯
	16,800円	13,440円	8,400円	5,040円

Q4: 納税通知書はどのように見たらよいのでしょうか？

次の世帯を例に見てみましょう。なお実際の税額は、所得の種類などによっては異なる場合があります。

4ページ 個人別明細書：被保険者それぞれの加入状況や、計算に用いた数字とその結果が記載してあります

後期高齢者医療制度に移行する月分から除いてあります
基礎控除の43万円を引いた額です

40~64歳が介護保険分の対象です

氏名	所得割算定基礎額 資産割算定基礎額(円)	資格状況(上段:医療・支援、下段:介護)												医療分個人税額 介護分個人税額(円)	支援分個人税額(円)	(個人計)	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月数			
世帯主(夫) 41歳	1,500,000	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	12	137,700	48,900	(230,400)
妻 35歳	20,000	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	12	26,700	8,940	(35,640)
母 10月で75歳 ☆	40,000	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	6	14,100	4,740	(18,840)	
子 0歳(6/30生まれ) ▽	0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	10	10,500	3,500	(14,000)	
父 77歳(所得0)	◇												0	0	0	(0)	
													0	0	0	(298,880)	

均等割額減額対象の一定の給与所得・公的年金等所得があり、所得金額調整控除の適用を受ける方です
未就学児です

生まれたのが月末でも、その月から計算に含まれます
特定同一世帯所属者は、Q3の軽減判定の際は被保険者として扱います

通知書に記載はありませんが、医療分・支援分・介護分を足した計が、個人別の目安となります

全員に均等割があるから、ぼくの方もあるんだー



例) 母の医療分の計算 {所得割(40,000円×7.5%) + 均等割(25,200円)} × 6ヶ月 ÷ 12ヶ月 = 14,100円

2ページ 課税内訳：税額とその計算過程、税額変更理由などが記載してあります

被保険者の所得(基礎控除後)の合計額です

当 初	所得割 算定基礎額(円)	①所得割額(円)	資 産 割		均 等 割 人員	③被保険者均等割額(円)	④世帯別 平等割額(円)	⑤算出年税額 (①+②+③+④)(円)
			算定基礎額(円)	②資産割額(円)				
医療分	1,560,000	117,000	-----	-----	4	100,800	18,400	236,200
支援分	1,560,000	42,120	-----	-----	4	33,600	7,200	82,920
介護分	1,500,000	33,000	-----	-----	1	10,800	5,200	49,000
合算分		192,120	-----	-----		145,200	30,800	368,120

まず1年分を計算し、その後軽減や月割による減額を行います

当 初	軽減割合	⑥軽減額	⑦子ども軽減額	⑧限度超過額	⑨月割減額	加入月数	⑩差引年税額 (⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)(円)	⑪減免額(円)	年税額 (⑩-⑪)(円)
支援分	0	4,200	0	5,440	0	73,280	0	73,200	
介護分	0	0	0	0	0	49,000	0	49,000	
合算分	0	16,800	0	21,640	0	329,680	0	329,600	

そして年税額(A)が最終結果です

Q3の軽減制度に該当していれば自動的に減額します
母と子の月割分を減額します
Q6の激変緩和措置に該当していれば自動的に減額します

年税額 個人別明細書で算出した合計額(298,880円) + 世帯別平等割額(30,800円) ÷ 329,600円

3ページ 期別税額：納付方法や納期ごとの金額、現時点の納付状況などが記載してあります

口座振替(1ページに金融機関名と支店名を印字)または納付書で納めていただきます

年税額(329,600円)を納期(9回)で割り(36,622円)、千円未満を切捨てたものが第2期以降、その残りが第1期です

【普通徴収】

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
当 初	41,600 円	36,000 円	36,000 円	36,000 円	36,000 円	36,000 円	36,000 円
納 期 限	令和5年7月31日	令和5年8月31日	令和5年10月2日	令和5年10月31日	令和5年11月30日	令和6年1月4日	令和6年1月31日
今後納付額	41,600 円	36,000 円	36,000 円	36,000 円	36,000 円	36,000 円	36,000 円

期 別	第8期	第9期
当 初	36,000 円	36,000 円
納 期 限	令和6年2月29日	令和6年4月1日
今後納付額	36,000 円	36,000 円

今年度相当分の当初納税通知書は7月中旬に送付、最初の納付は7月です

各納期限は月末ですが、休日等の場合は翌営業日です

期別の税額のうち、通知書作成時点で納付が確認できていない金額です

【特別徴収】

次の条件すべてを満たす世帯は、世帯主の年金の支給月(4・6・8・10・12・2月)に国保税を差し引きます。なお、前半(4・6・8月)については前年度の税額から計算した額で仮徴収を行い、後半(10・12・2月)で調整します。

- 世帯主が国保加入者で、世帯内の国保加入者全員の年齢が65歳から74歳
 - 世帯主の特別徴収対象年金(例:老齢基礎年金)が年額18万円以上
 - 世帯主の介護保険料と国保税の合算額が特別徴収対象年金額の半分以上
- ※申出(口座振替の申込とは別)により、口座振替への変更が可能です。納付書への変更はできません。

年金からの特別徴収を口座振替に変えることはできるんじゃないかな



Q5: 納め方で気を付けることはありますか？

世帯によっては普通徴収と特別徴収の両方で納めていただく場合がありますが、Q4で計算した年税額を二通りに分けて納めるだけで、二重払いではありません。また、国保から加入や離脱により税額が変わる場合であっても、変更後の納税通知書が届く前に納期が到来する分は、変更前の納税通知書に従って納めてください。再計算の結果納め過ぎであれば、原則お返しします。

Q6：その他、どのような決まりがありますか？

税の軽減【会社都合の退職または正当な理由のある自己都合退職】※離職時点で65歳未満の方

● 次の(1)または(2)に該当する方で所定の手続きを行った方については、前年の給与所得を70%減額した所得額で計算をします。その結果、税額が減額となる場合があります。

- (1)雇用保険の特定受給資格者 … 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが、11.12.21.22.31.32の方
- (2)雇用保険の特定理由離職者 … 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが、23.33.34の方

雇用保険受給資格者証・雇用保険受給資格通知とは

● 公共職業安定所（ハローワーク）が作成し、雇用保険の受給資格者に発行するものです。本人が申請し、受給資格を得ることで発行されます。

減額対象期間

● 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末（例：R5.3.31離職⇒今年度と令和6年度が対象）

手 続 き

● 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知・保険証・マイナンバーカードまたは通知カード・本人確認書類（免許証など）を持って、国保年金課国保医療係（☎0235）35-1292）または各地域庁舎市民福祉課で手続きをしてください。

年度の途中で世帯の国保加入状況に変更が生じた場合

他自治体からの転入により、新たに国保へ加入された場合

● 転入された方の所得確認に時間がかかる場合は、暫定の税額で計算した納税通知書で納めていただくこととなります。その後再計算した結果税額が変更となる場合、改めて納税通知書を送付し、差額を調整します。

世帯主が変更になった場合

- 変更月を基準とし、前世帯主と新世帯主で別々に税額を月割で再計算します。その結果、双方の納付が必要となる納期が生じる場合がありますが、同じ月に対し税額が二重に計算されたものではありません。
- 新たに世帯主となられた方の世帯は再度Q3の軽減判定をするため、該当する軽減基準が変更になる場合があります。
- 前世帯主の納付方法が口座振替の場合であっても、新世帯主に自動的に引き継がれないため、引き続き口座振替をご希望の場合は、改めて口座振替の申込を行ってください。

40歳または65歳になった場合：介護保険分の取り扱い

- 40歳からは介護保険の被保険者となり、基準日（誕生日の前日）の属する月から介護保険分を加算した国保税を納めていただくこととなります。税額変更通知書は、原則基準日の翌月に送付します。
- 65歳からは介護保険料を国保税と別に納めることになるため、介護保険分は基準日の属する月の前月までとし、国保税は、当初から月割で計算したものを送りします。

75歳になった場合：後期高齢者医療制度への移行

- 後期高齢者医療制度に移行する方の医療保険分・後期高齢者支援金等分は、基準日の属する月の前月までとなります。国保税は、当初から月割で計算したものを送りします。また、世帯主が年度途中で75歳になる世帯は、特別徴収を中止し、当初から普通徴収となります。
- 後期高齢者医療制度へ移行することで被保険者が一人となる世帯には、介護保険分を除く世帯別平等割を、5年目まで2分の1、6年目から8年目まで4分の1軽減する、激変緩和措置を行います。

社会保険に加入した場合

● 国保の資格喪失の手続きが必要です。職場の健康保険証（扶養の方も含む）・国保保険証・マイナンバーカードまたは通知カード・本人確認書類（免許証など）を持って、国保年金課国保医療係または各地域庁舎市民福祉課にて14日以内に手続きを行ってください。社会保険の加入日にさかのぼって国保の資格を喪失し、税額を再計算いたします。

減免について

災害・廃失業など特別な事情により著しく生活が困難になり、預貯金などの資産活用を図ってもなお国保税を納めることができなくなったときは、減免できる場合もありますので、納期限までに課税課諸税係にご相談ください。

鶴岡市役所 〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

国 保 税 の

課税内容についての問合せは、課税課諸税係 ☎(0235)35-1176

納付についての相談は、納税課納税係 ☎(0235)35-1182